

第5章 特定非営利活動法人の合併と認定申請

1 特定非営利活動法人の合併（法第33条～第39条）

特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができます。

合併するには、定款に特別の定めがある場合を除き、社員総会において社員総数の4分の3以上の多数をもって議決することが必要です。社員総会の決議を経た後、合併認証申請書を提出し、東京都の認証を受けなければ合併できません。

東京都は、申請書を受理した後、設立の申請の場合と同様に、東京都のホームページ上で公表し、2週間の縦覧後、正当な理由がない限り縦覧期間経過後2か月以内に認証又は不認証の決定をします。

また、所轄庁が異なる法人同士の合併は、存続法人又は新設法人の所轄庁に申請書を提出し、認証を受けることになります。

なお、合併手続等の詳細については、「特定非営利活動法人ガイドブック（本編）」をご参照ください。

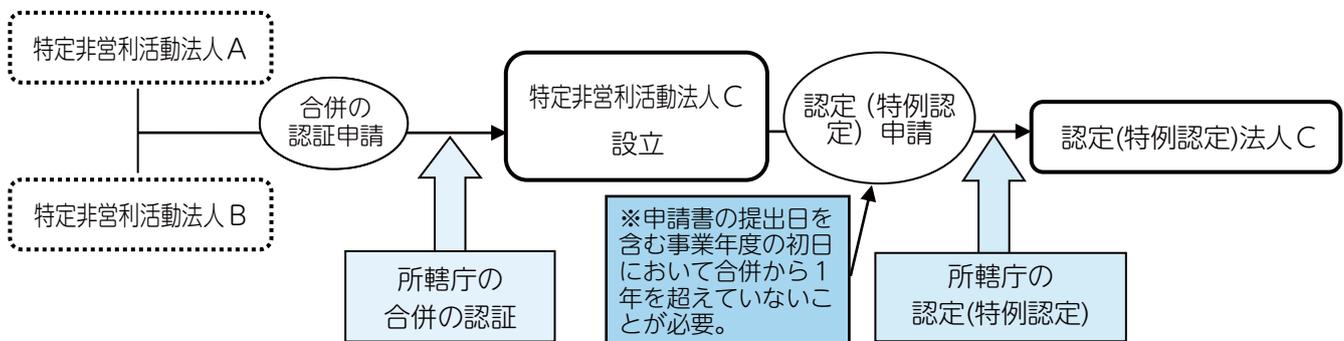
2 合併法人にかかる認定（特例認定）の基準の適用

合併により設立された特定非営利活動法人又は合併後存続する特定非営利活動法人が認定申請をする場合は、その所轄庁に認定の申請を行うこととなりますので、東京都が所轄庁になる場合には、東京都へ申請書の提出を行います。

申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、認定（特例認定）を受けようとする場合には、認定（特例認定）の基準の適用において次のように取り扱われます。

（1） 合併によって設立された特定非営利活動法人が申請を行う場合

認定（特例認定）を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立された特定非営利活動法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併新設法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定（特例認定）の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から認定（特例認定）の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない特定非営利活動法人が対象となります。

1年を超える期間を経過している特定非営利活動法人の場合は、通常どおり申請した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法第46条、法令第6条第3項）。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき。
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき。
設立の日の前日

(ロ) 実績判定期間の開始日

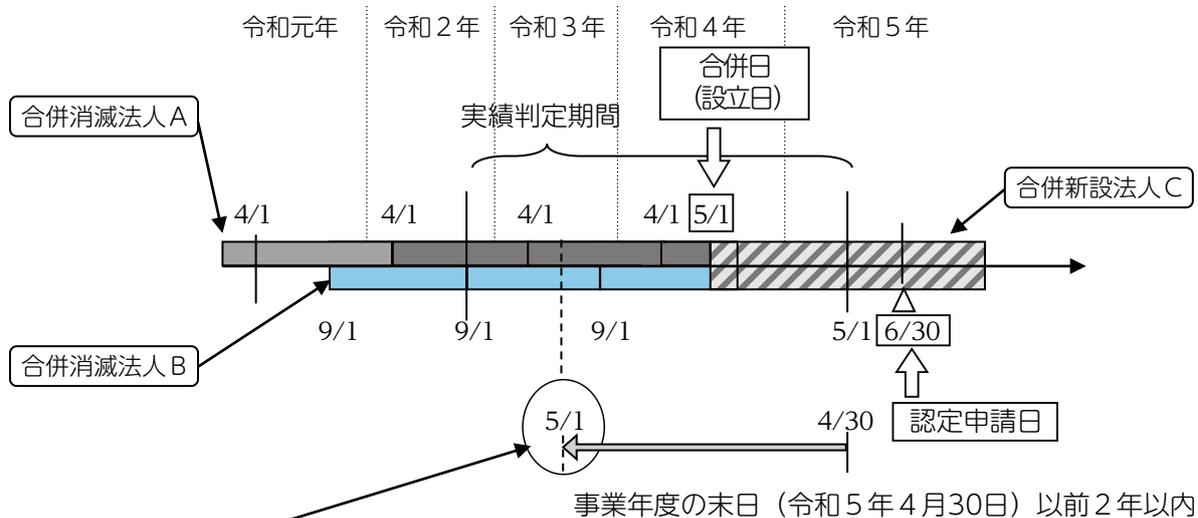
上記イ（イ）①又は②の日以前5年（過去に認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）以内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人（以下「合併消滅法人」といいます。）の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

（注）特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法第59条、法令第8条第4項）。

【例1】

（設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間）

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（令和元年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② 令和4年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
（注）合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cが令和5年6月30日に認定の申請を行う場合



これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる。
⇒実績判定期間
「令和2年9月1日～令和5年4月30日」

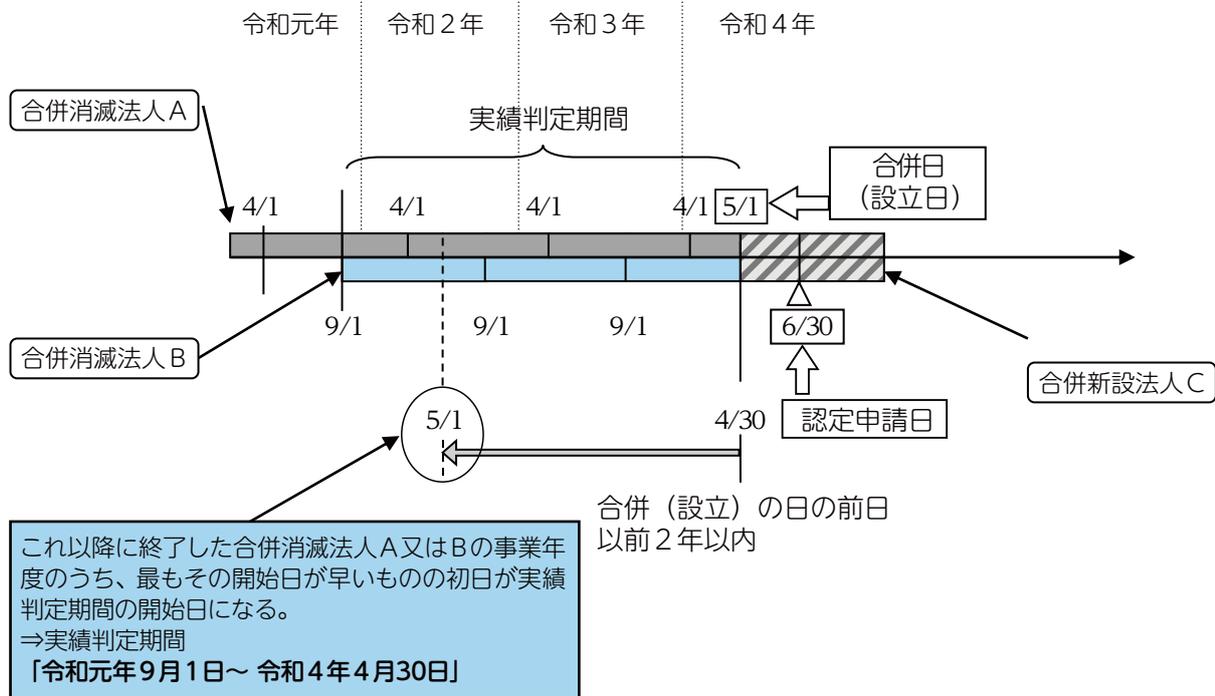
《ポイント》

この例の場合、申請書を提出する令和5年6月30日に係る事業年度の初日（令和5年5月1日）においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。
なお、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過した場合には、通常どおり申請した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

【例2】

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (令和元年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② 令和4年5月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立し、
- ③ 新設法人Cが令和4年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考：各規定の読替え (法令第6条第3項))

通常の申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう（法第44条第3項）。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日（申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下この項において同じ。）以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう（法第44条第3項）。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（法第45条第1項第8号）。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること（法第45条第1項第8号）。</p>

□ 法人の設立前の期間における認定（特例認定）基準等への適合の判定（法第46条、法令第5条第2項、第6条第2項、第3項）

申請をしようとする特定非営利活動法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する基準（三号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと。	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。	
基準（四号基準） 事業活動に関する	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。	各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。	
基準（五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）。	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること。	各合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、36頁～をご確認ください。

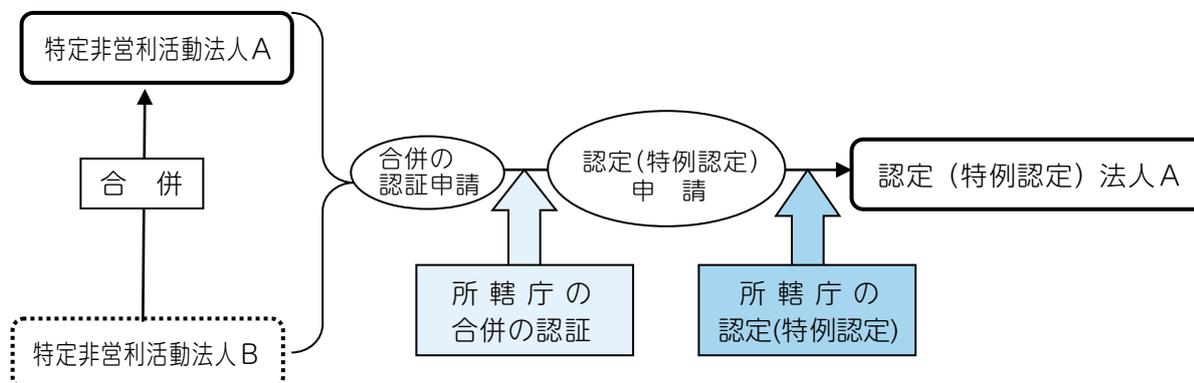
（注2） 特例認定の申請をする法人については、一号基準及び五号口の基準の適用はありません。

◀注意事項▶

認定（特例認定）申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定（特例認定）の時まで満たしておく必要があります（法第45条第1項第9号）。

(2) 合併後存続した特定非営利活動法人が申請を行う場合

認定（特例認定）を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続する特定非営利活動法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定（特例認定）の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から認定（特例認定）の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない特定非営利活動法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法第46条、法令第6条第1項）。

(イ) 実績判定期間の終了日

① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき。

その最初の事業年度の末日

② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき。

合併の日の前日

(ロ) 実績判定期間の開始日

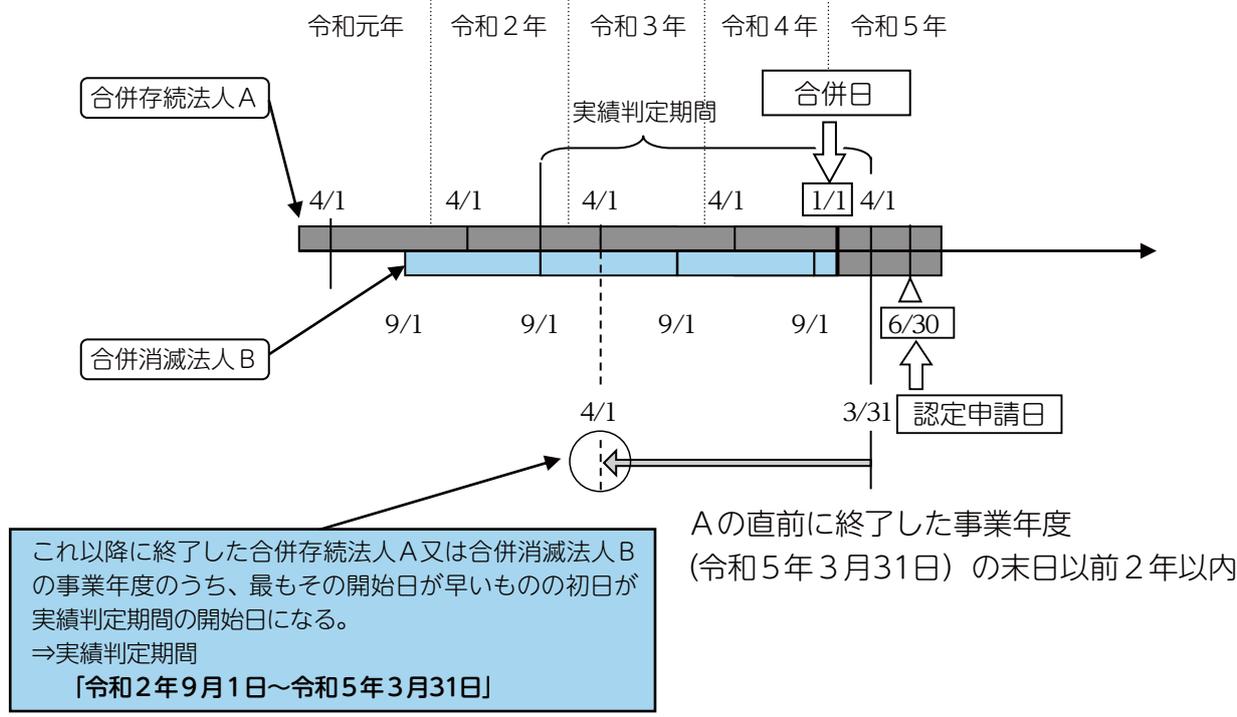
上記イ（イ）①又は②の日以前5年（過去に認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）以内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法第59条、法令第8条）。

【例3】

(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

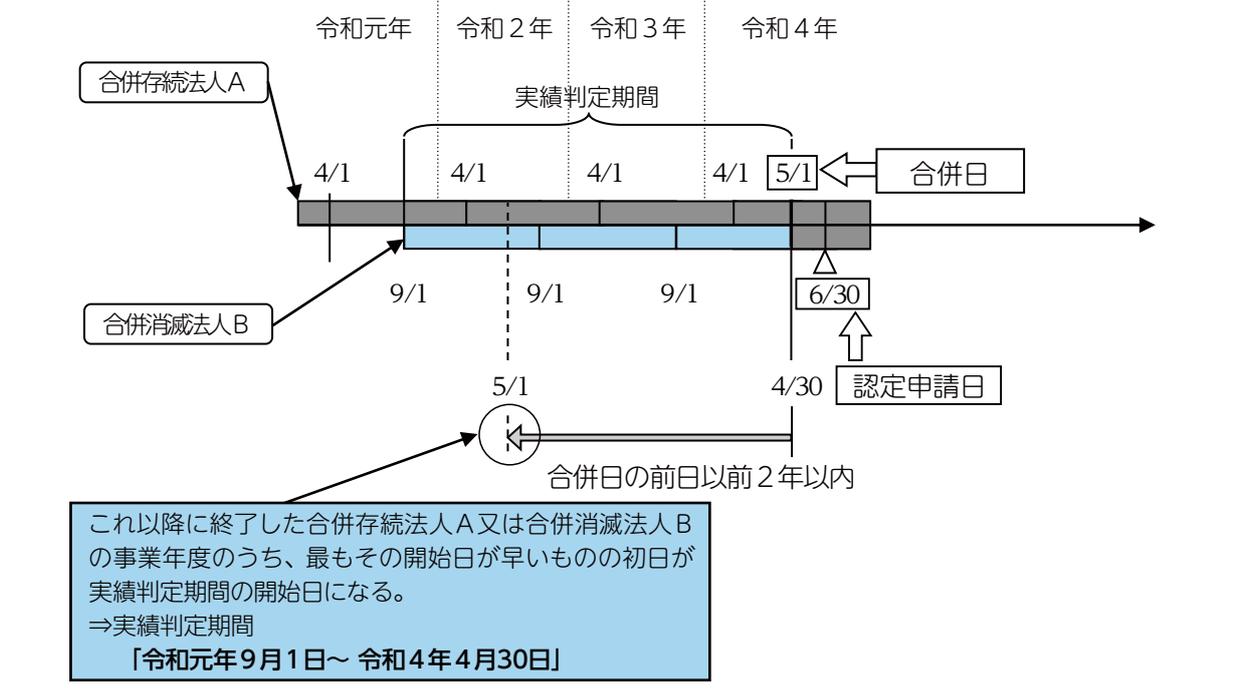
- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (令和元年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② 令和5年1月1日に合併して法人Aが存続し
- ③ 合併後の法人Aが令和5年6月30日に認定の申請を行う場合



【例4】

(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (令和元年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② 令和4年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aが令和4年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考：各規定の読替え（法令第6条第1項））

通常の申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう（法第44条第3項）。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう（法第44条第3項）。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（法第45条第1項第8号）。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること（法第45条第1項第8号）。</p>

□ 法人の合併前の期間における認定（特例認定）基準等への適合の判定（法第46条、法令第6条第1項、第2項）

申請をしようとする特定非営利活動法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人（以下「合併前法人」といいます。）及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト（P S T）に関する基準（一号基準）		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する基準（三号基準）		
基準 事業活動に関する (四号基準)	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと。	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。	合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。	

基準 情報公開に関する (五号基準)	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）。	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること。	合併前法人及び合併消滅法人（実績判定期間中に認定（特例認定）を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注1) 各基準の詳細は、36頁～をご確認ください。

(注2) 特例認定の申請をする法人については、一号基準及び五号ロの基準の適用はありません。

＜注意事項＞

認定（特例認定）申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、合併前法人及び合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定（特例認定）の時まで満たしておく必要があります（法第45条第1項第9号）。

合併をした特定非営利活動法人が認定を受けるための申請書類一覧

申請書類		部数	記載頁
1	認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書（第16号様式）	1	51
2	寄附者名簿 ^(注) （書式第2号）※実績判定期間内の事業年度ごと作成（同一者を名寄せした名簿）	1	52, 59
3	認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ（イー1又はイー2）、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択し、提出することとなります。		
	イー1 相対値基準・原則		
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）（書式第3号の①）	1	53
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）（書式第3号の③）	1	54
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）（書式第3号の⑤）	1	56
	イー2 相対値基準・小規模法人		
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）（書式第3号の②）	1	57
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）（書式第3号の④）	1	58
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）（書式第3号の⑤）	1	56
	ロ 絶対値基準		
認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）（書式第4号）	1	60	
ハ 条例個別指定基準			
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）（書式第5号）	1	61	
一 〇 〇 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。		
	認定基準等チェック表（第2表）（書式第6号の①）	1	62
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）（書式第6号の②）		63
三 〇 〇 基 準	認定基準等チェック表（第3表（初葉）（次葉））（書式第7号）	1	64, 65
	役員等の状況（第3表付表1）（書式第8号）	1	66
	帳簿組織の状況（第3表付表2）（書式第9号）又は 監査証明書	1	67
四 〇 〇 基 準	認定基準等チェック表（第4表（初葉）（次葉））（書式第10号）	1	68, 69
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）（書式第11号）	1	70
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2（初葉）（次葉））（書式第12号）	1	71, 72
基 五 号	認定基準等チェック表（第5表）（書式第13号）	1	73
号 六 号 八	認定基準等チェック表（第6、7、8表）（書式第14号）	1	74
欠格事由チェック表（書式第15号）		1	75
納税証明書（過去3年分）（所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書） ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在地の道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書も添付		各1	
4	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第16号）	1	76

(注意事項)

- 1 条例個別指定基準に適合する特定非営利活動法人は寄附者名簿の添付は必要ありません（法第44条第2項、第63条第5項、法令第9条第1項）。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第1表、第2表及び第4表（ハ及びロに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下同じです。）を一つの特定非営利活動法人とみなして記載してください（法令第9条第3項、第5項）。
- 3 各認定基準等チェック表のうち、第3表、第4表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第5表及び第6、7、8表については、合併後存続する特定非営利活動法人、合併によって設立する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人について、それぞれ記載してください（法令第9条第3項、第5項）。

合併をした特定非営利活動法人が特例認定を受けるための申請書類一覧

申請書類		部数	記載頁																																								
1	特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書（第22号様式）	1	82																																								
2	認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類																																										
	<table border="1"> <tr> <td>基準 二 号</td> <td>認定基準等チェック表（第2表）（書式第6号の①）</td> <td>1</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">三 号 基 準</td> <td>認定基準等チェック表（第3表（初葉）（次葉））（書式第7号）</td> <td>1</td> <td>64, 65</td> </tr> <tr> <td>役員等の状況（第3表付表1）（書式第8号）</td> <td>1</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>帳簿組織の状況（第3表付表2）（書式第9号）又は 監査証明書</td> <td>1</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四 号 基 準</td> <td>認定基準等チェック表（第4表（初葉）（次葉））（書式第10号）</td> <td>1</td> <td>68, 69</td> </tr> <tr> <td>役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）（書式第11号）</td> <td>1</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2（初葉）（次葉））（書式第12号）</td> <td>1</td> <td>71, 72</td> </tr> <tr> <td>基 準 五 号</td> <td>認定基準等チェック表（第5表）（書式第13号）</td> <td>1</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>号 六 号 基 準</td> <td>認定基準等チェック表（第6、7、8表）（書式第14号）</td> <td>1</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td></td> <td>欠格事由チェック表（書式第15号）</td> <td>1</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>納税証明書（過去3年分）（所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書）</p> <p>※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在地の道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書も添付</p> </td> <td>各1</td> <td></td> </tr> </table>	基準 二 号	認定基準等チェック表（第2表）（書式第6号の①）	1	62	三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表（初葉）（次葉））（書式第7号）	1	64, 65	役員等の状況（第3表付表1）（書式第8号）	1	66	帳簿組織の状況（第3表付表2）（書式第9号）又は 監査証明書	1	67	四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表（初葉）（次葉））（書式第10号）	1	68, 69	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）（書式第11号）	1	70	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2（初葉）（次葉））（書式第12号）	1	71, 72	基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）（書式第13号）	1	73	号 六 号 基 準	認定基準等チェック表（第6、7、8表）（書式第14号）	1	74		欠格事由チェック表（書式第15号）	1	75		<p>納税証明書（過去3年分）（所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書）</p> <p>※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在地の道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書も添付</p>	各1			
基準 二 号	認定基準等チェック表（第2表）（書式第6号の①）	1	62																																								
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表（初葉）（次葉））（書式第7号）	1	64, 65																																								
	役員等の状況（第3表付表1）（書式第8号）	1	66																																								
	帳簿組織の状況（第3表付表2）（書式第9号）又は 監査証明書	1	67																																								
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表（初葉）（次葉））（書式第10号）	1	68, 69																																								
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）（書式第11号）	1	70																																								
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2（初葉）（次葉））（書式第12号）	1	71, 72																																								
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）（書式第13号）	1	73																																								
号 六 号 基 準	認定基準等チェック表（第6、7、8表）（書式第14号）	1	74																																								
	欠格事由チェック表（書式第15号）	1	75																																								
	<p>納税証明書（過去3年分）（所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書）</p> <p>※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在地の道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書も添付</p>	各1																																									
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第16号）	1	76																																								

(注意事項)

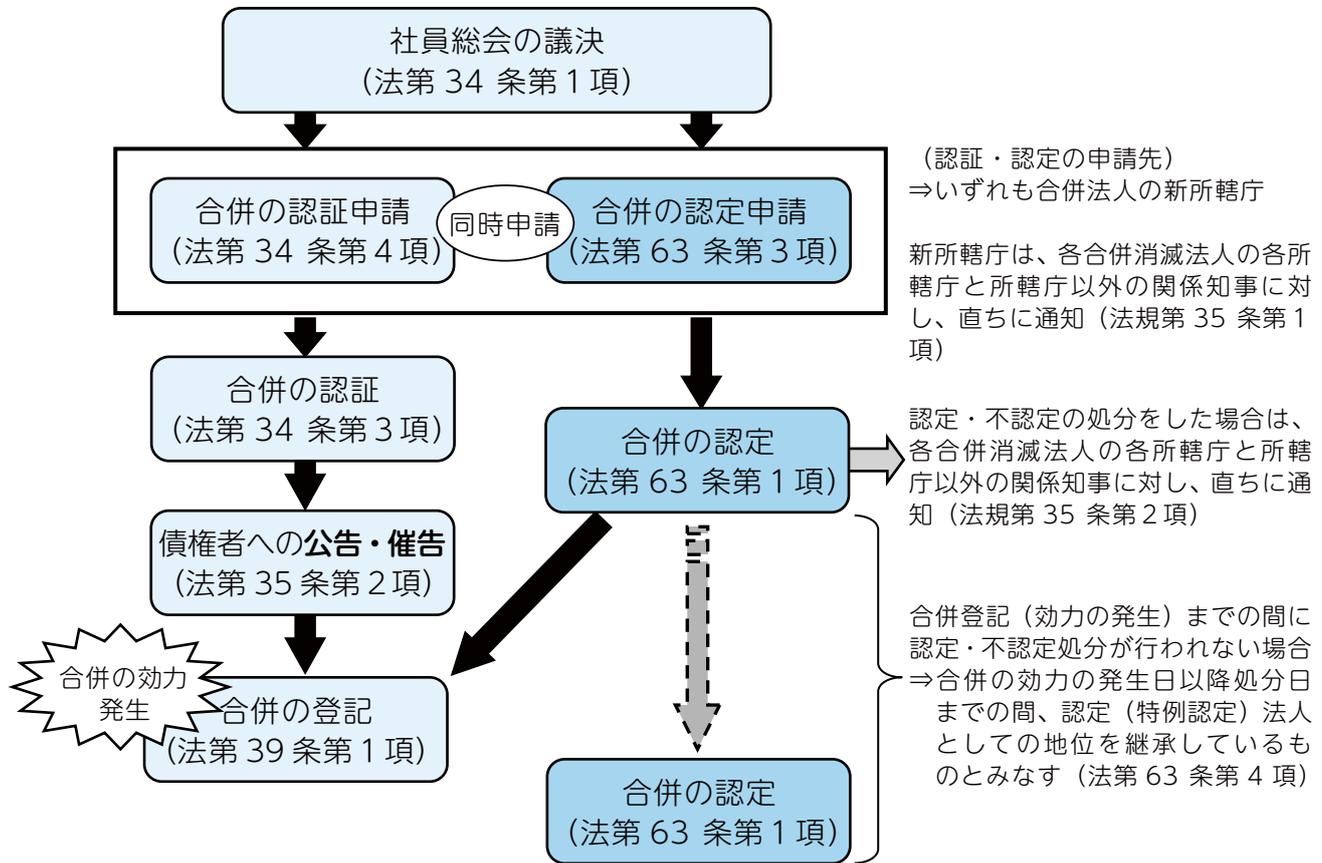
- 1 寄附者名簿及び第1号基準に関する書類の添付は必要ありません（第59条、第63条第5項、法令第9条第1項）。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第2表及び第4表（ハ及びニに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下同じです。）を一つの特定非営利活動法人とみなして記載してください（法令第9条第3項、第5項）。
- 3 各認定基準等チェック表のうち、第3表、第4表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第5表及び第6、7、8表については、合併後存続する特定非営利活動法人、合併によって設立する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人について、それぞれ記載してください（法令第9条第3項、第5項）。

3 認定（特例認定）特定非営利活動法人の合併（法第63条）

(1) 認定法人が認定法人でない特定非営利活動法人と合併した場合（法第63条第1項）

認定法人が認定法人でない特定非営利活動法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定法人としての地位を承継します。

- 申請から認定手続



(2) 特例認定法人が特例認定法人でない特定非営利活動法人と合併した場合（法第63条第2項）

特例認定法人が特例認定法人でない特定非営利活動法人（認定法人を除きます。）と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定法人としての地位を承継します。

(3) 合併の認定の申請

上記（1）又は（2）の所轄庁の合併の認定を受けようとする認定（特例認定）法人は、所轄庁である東京都に提出する合併の認証の申請に併せて、当該認定の申請をしなければなりません（法第63条第3項）。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立された特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、認定（特例認定）法人としての地位を承継しているものとみなされます（法第63条第4項）。

申請書及び添付書類 (→107頁)

	申 請 書 ・ 添 付 書 類	部数	記載頁
①	法第63条第1項又は第2項の合併の認定申請書 (第23号様式)	1	108
②	寄附者名簿 (実績判定期間内の日を含む各事業年度分) (書式第2号) ※ 寄附金の支払者ごとの氏名 (法人の名称) と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの	1	52 59
③	各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (書式第3号の①から第15号)	1	53～ 75
④	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 (書式第16号)	1	76

(注意事項)

- ②の書類については、条例個別指定の基準に適合する認定特定非営利活動法人又は特例認定を申請する特定非営利活動法人は、添付の必要はありません。
- 上記は、合併の認証申請 (法第34条第4項) と同時に行ってください。
- 申請書の添付書類には、滞納処分に係る納税証明書等の文書を別途、添付する必要があるものがあります。詳しくは、巻末の「様式・書式編」をご確認ください。**

イ 実績判定期間

合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立された特定非営利活動法人が、上記(1)又は(2)の所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりとなります。

(イ) 実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります (法第63条第5項、法令第9条第1項、第2項)。

① 実績判定期間の終了日

合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人 (合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下同じです。) の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

② 実績判定期間の開始日

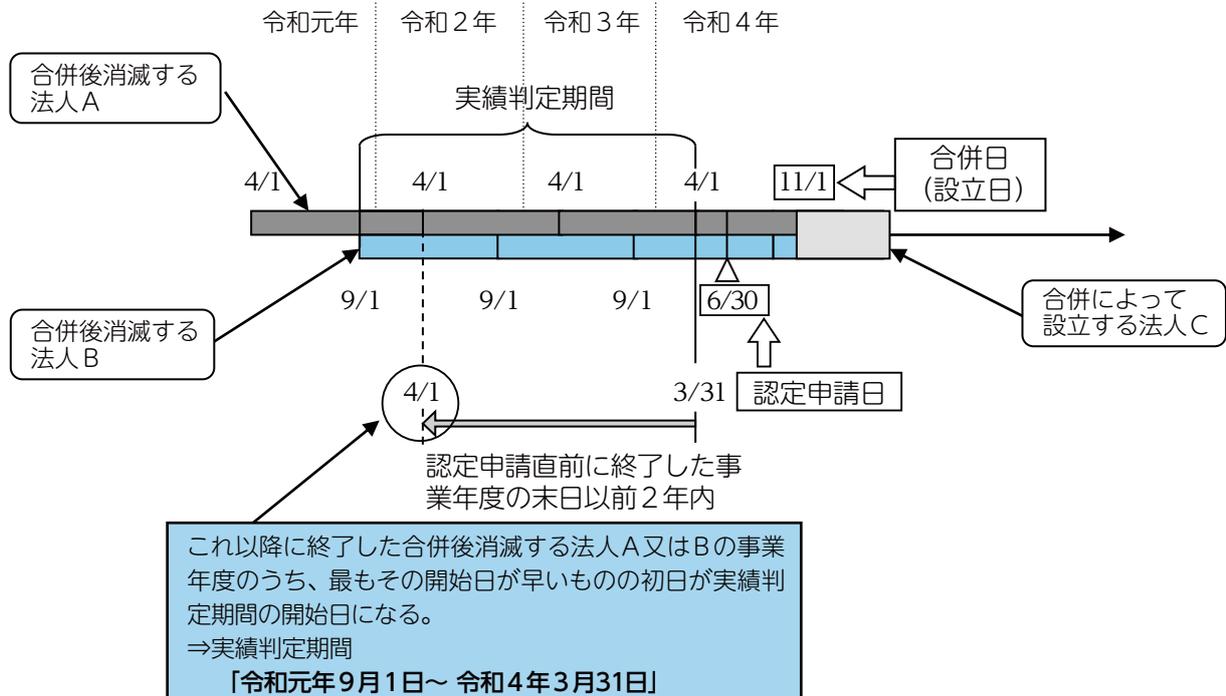
上記①の日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定法人が特例認定法人でない特定非営利活動法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人であつて特例認定法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないこと、及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと、が特例認定の基準となります (法第59条、法令第9条第1項、第2項)。

【例5】

(合併によって設立される特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

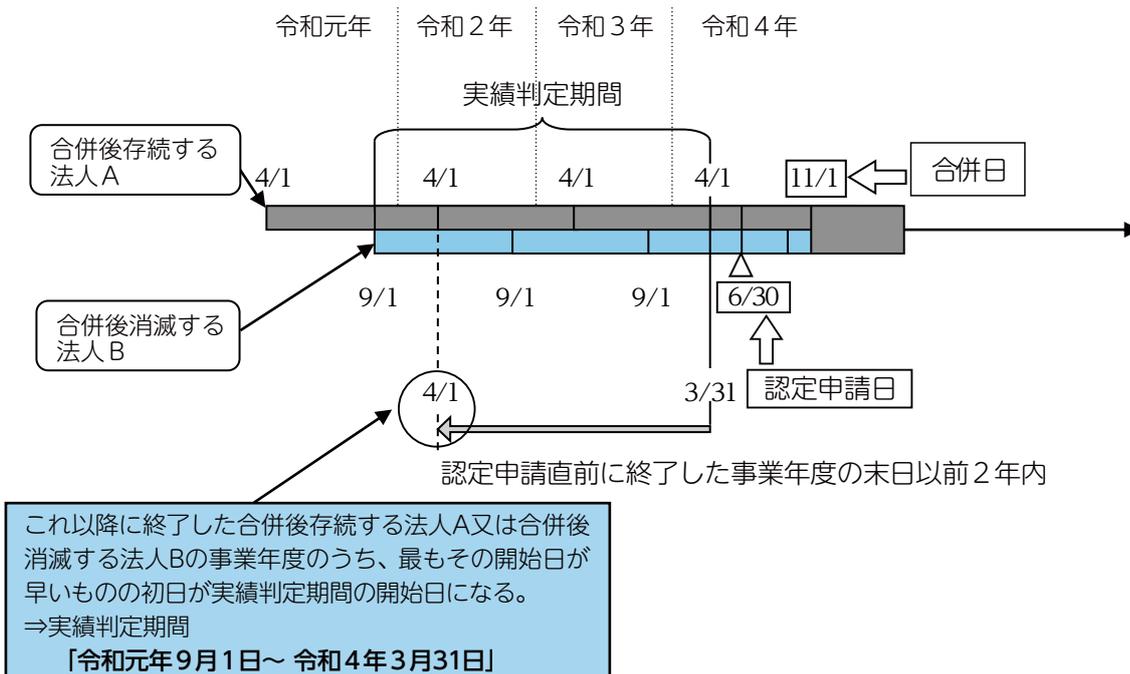
- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (令和元年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② 令和4年11月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立するため、
- ③ 令和4年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



【例6】

(合併後存続する特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (令和元年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② 令和4年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ 令和4年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(参考：各規定の読替え（法令第9条第1項））

通常申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について) 実績判定期間とは、<u>認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう</u>（法第44条第3項）。</p>	<p>(実績判定期間について) 実績判定期間とは、<u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう</u>（法第44条第3項）。</p>
<p>(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、<u>その設立の日以後1年を超える期間が経過していること</u>（法第45条第1項第8号）。</p>	<p>(設立後の経過期間について) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、<u>合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること</u>（法第45条第1項第8号）。</p>

□ 認定基準への適合の判定

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人の実績について判定を行うこととなります（法第63条、法令第9条第3項、第5項）。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト（P S T）に関する基準（一号基準）		合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する基準（三号基準）		
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと。	合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。	合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定します。
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">情報公開に関する 基準（五号基準）</p>	<p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）。</p>	<p>合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定します。</p>
	<p>ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること。</p>	<p>合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（実績判定期間中に認定（特例認定）を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。</p>
<p>所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）</p>		<p>合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定します。</p>
<p>不正行為に関する基準（七号基準）</p>		
<p>設立後の経過期間に関する基準（八号基準）</p>		<p>合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人であって認定（特例認定）法人でないものの設立の日以後1年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。</p>

（注意事項）

- 1 各基準の詳細は、36頁～をご確認ください。
- 2 現に特例認定法人である法人については、法第59条第2号（設立後5年以内である）及び第3号（過去に認定を受けたことがない）の基準は適用対象になりません（法第63条第5項、法令第9条第2項）。

< 参考事項 合併法人の認定の有効期間について >

法第63条第1項で、「この法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する」としているため、認定の有効期間は、通算することになります（法第63条第2項において特例認定法人の場合も同様です。）。

ハ 合併の認定後の書類の提出について

合併の認定の通知を受けた認定（特例認定）法人で、東京都以外の道府県の区域内にその他の事務所を設置する特定非営利活動法人は、遅滞なく、法第49条第4項で定める書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（提出書の様式は、法規様式第6号（→237頁）又は様式第7号（→239頁）となります。）（法第63条第5項、第49条第4項、法規第35条第3項、第4項）。

法第63条第1項又は第2項の合併の認定申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類		記載頁		部数
		第1項 (認定)	第2項 (特例認定)	
1	特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書(第23号様式)	108		1
2	寄附者名簿 ^(注1) (書式第2号) ※実績判定期間内の事業年度ごと作成	52, 59		1
3	認定基準等に適合する旨及び第47条各号(欠格事由)のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ^{(注)2,3}	イ(イ-1又はイ-2)、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。 ^{(注)4}		
一 号 基 準	イ-1 相対値基準・原則			
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)(書式第3号の①)	53		1
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)(書式第3号の③)	54		1
	社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)(書式第3号の⑤)	56		1
	イ-2 相対値基準・小規模法人			
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)(書式第3号の②)	57		1
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)(書式第3号の④)	58		1
	社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)(書式第3号の⑤)	56		1
	ロ 絶対値基準			
	認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)(書式第4号)	60		1
ハ 条例個別指定基準				
	認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)(書式第5号)	61		1
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。			
	認定基準等チェック表(第2表)(書式第6号の①)	62		1
	認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)(書式第6号の②)	63		
三 号 基 準	認定基準等チェック表(第3表(初葉)(次葉))(書式第7号)	64, 65		1
	役員状況(第3表付表1)(書式第8号)	66		1
	帳簿組織の状況(第3表付表2)(書式第9号)又は 監査証明書	67		1
四 号 基 準	認定基準等チェック表(第4表(初葉)(次葉))(書式第10号)	68, 69		1
	役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)(書式第11号)	70		1
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2(初葉)(次葉))(書式第12号)	71, 72		1
基 準 号 五	認定基準等チェック表(第5表)(書式第13号)	73		1
基 準 号 六 号 八	認定基準等チェック表(第6、7、8表)(書式第14号)	74		1
	欠格事由チェック表(書式第15号)	75		1
	納税証明書(所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市町村から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書) ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在地の道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書も添付			各1
4	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(書式第16号)	76		1

(注意事項)

- 1 条例個別指定基準に適合する特定非営利活動法人、法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません(法第44条第2項、第59条、第63条第5項、法令第9条第1項)。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第1表、第2表及び第4表(ハ及びニに係る事項に限ります。)の記載に当たっては、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合には、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下同じです。)を一つの特定非営利活動法人とみなして記載してください(法令第9条第3項、第5項)。
- 3 各認定基準等チェック表のうち、第3表、第4表(イ及びロに係る事項に限ります。)、第5表及び第6、7、8表については、合併後存続する特定非営利活動法人、合併によって設立する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人についてそれぞれ記載してください(法令第9条第3項、第5項)。
- 4 法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定法人は、一号基準に関する書類の添付は必要ありません(法第59条第1号、第63条第5項、法令第9条第2項)。

特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書

令和5年5月1日 合併の認証申請と同日に提出してください。 東京都知事 殿	主たる事務所の所在地	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話(03)5388-3095 FAX(03)5388-1331		
	(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウハウジンカセンカラカンキョウフカンガエル〇〇カイ		
	認定(特例認定)特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会		
	(フリガナ)	シンジュク イチロウ		
	代表者の氏名	新宿 一郎 (印)		
	認定(特例認定)年月日	平成30年11月1日	法第63条第1項申請において適用するパブリックサポートテスト基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input checked="" type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	<input checked="" type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 特例認定 の有効期間	自平成30年11月1日 至令和5年10月31日		
事業年度	4月1日～3月31日			

特定非営利活動促進法第63条

第1項
第2項

の合併の

認定の場合は「第1項」
特例認定の場合は「第2項」
該当しない方を二本線で消します。
してください。

法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会 (代表者名) 新宿 一郎	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話(03)5388-3095 FAX(03)5388-1331		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 特定非営利活動法人河川を守る××会 (代表者名) 目黒 史郎	東京都目黒区××四丁目5番6号 電話(03)0000-0000 FAX(03)0000-0000		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() — FAX() —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外

(日本産業規格A列4番)